

令和 6 年度 第 3 回
姫路市国民健康保険運営協議会 資料

1 日 時

令和 7 年 2 月 1 3 日（木） 午後 2 時 0 0 分～

2 場 所

姫路市役所 北別館 3 階 研修室 A

3 議 事

- 報告第 1 号 令和 7 年度（2025 年度）姫路市国民健康保険事業
特別会計歳入歳出予算（案）について…………… 1
- 報告第 2 号 国民健康保険に関する制度改正について…………… 6

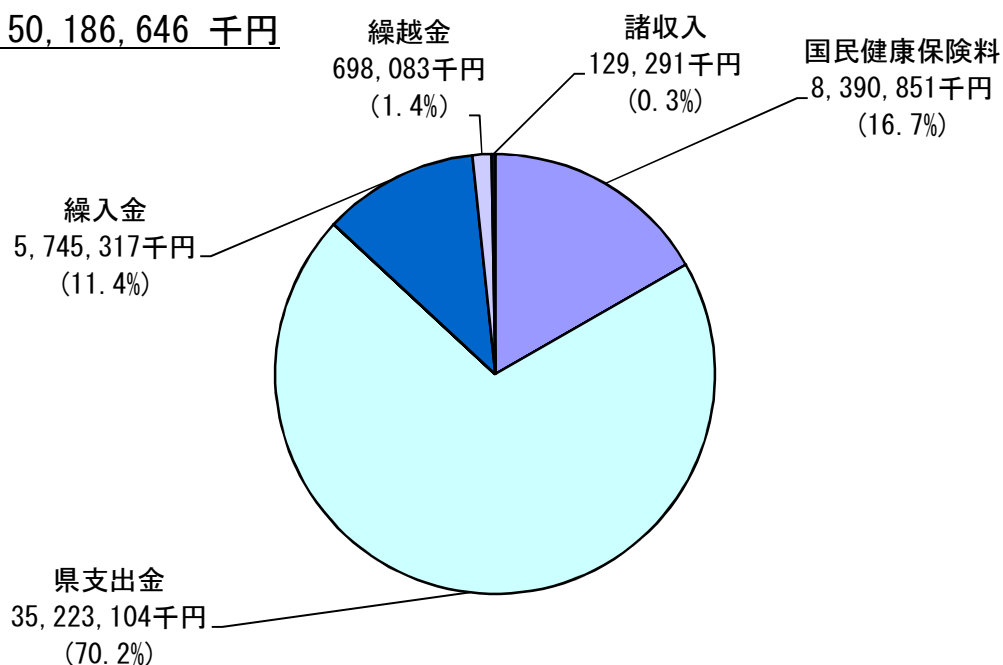
このページは白紙です。

令和 7 年度（2025年度）姫路市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出予算(案)について

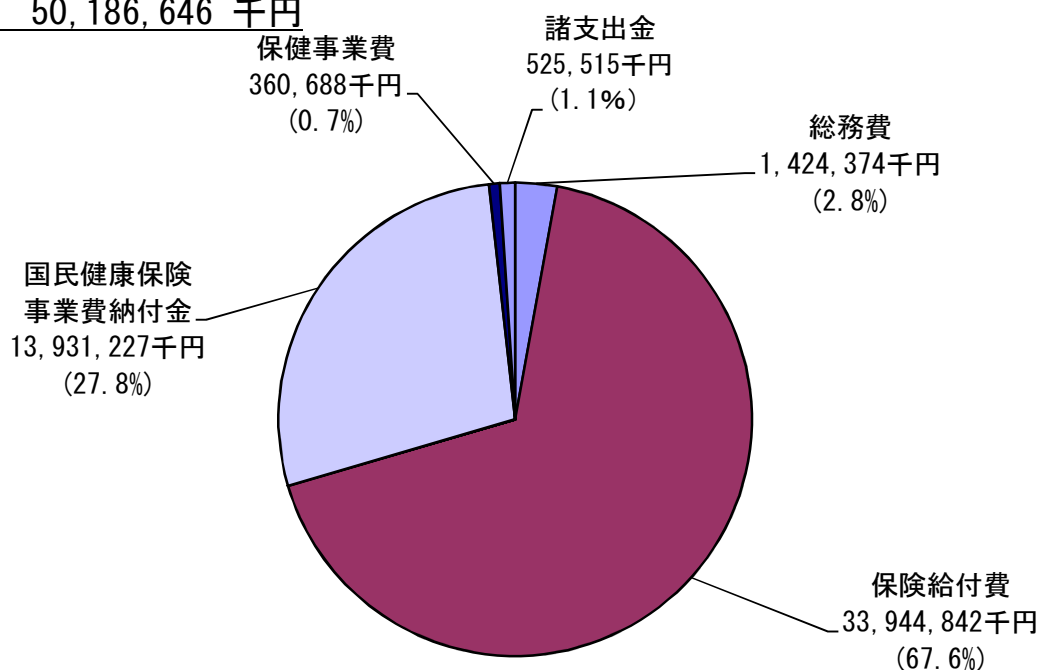
（事業勘定）

歳入歳出予算総額 50,186,646 千円 （対前年度 ▲1,709,915 千円：3.3%減）

歳 入 50,186,646 千円



歳 出 50,186,646 千円



令和7年度（2025年度）姫路市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算(案)

(事業勘定)

(単位：千円)

歳 入					
事 項	令和5年度 決算	令和6年度 予算	令和7年度 予算(案)	伸び率 (%)	備 考
国民健康保険料	8,677,916	8,495,302	8,390,851	△ 1.2	
一般国民健康保険料	8,677,912	8,495,302	8,390,851	△ 1.2	
現年度分	8,359,062	8,179,656	8,080,516	△ 1.2	調定額 8,596,296
医療給付費	5,398,249	5,085,944	5,091,513	0.1	
後期高齢支援金	2,210,225	2,273,507	2,221,899	△ 2.3	
介護納付金	750,588	820,205	767,104	△ 6.5	
滞納繰越分	318,850	315,646	310,335	△ 1.7	調定額 1,034,453
医療給付費	200,122	196,510	193,096	△ 1.7	
後期高齢支援金	79,971	80,837	79,718	△ 1.4	
介護納付金	38,757	38,299	37,521	△ 2.0	
退職者国民健康保険料	4	0	0	—	
滞納繰越分	4	0	0	—	
医療給付費	2	0	0	—	
後期高齢支援金	1	0	0	—	
介護納付金	1	0	0	—	
国庫支出金	236	0	0	—	
国民健康保険制度関係業務事業費補助金	236	0	0	—	
県支出金	37,060,665	36,274,489	35,223,104	△ 2.9	
保険給付費等普通交付金	36,043,418	35,220,161	33,936,774	△ 3.6	
特定健診等負担金	97,872	104,877	105,638	0.7	
保険給付費等特別交付金	919,375	949,451	1,180,692	24.4	
繰入金	5,756,652	5,921,193	5,745,317	△ 3.0	
繰越金	1,464,368	1,078,216	698,083	△ 35.3	
諸収入	103,038	127,361	129,291	1.5	
合 計	53,062,875	51,896,561	50,186,646	△ 3.3	

(事業勘定)

(単位：千円)

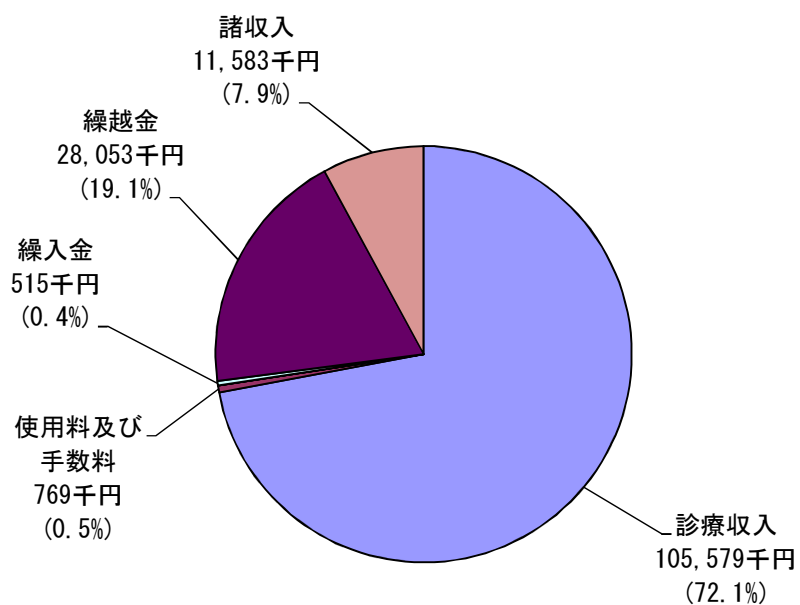
歳 出					
事 項	令和5年度 決算	令和6年度 予算	令和7年度 予算(案)	伸び率 (%)	備 考
総務費	1,058,708	1,484,509	1,424,374	△ 4.1	
保険給付費	35,865,038	35,228,349	33,944,842	△ 3.6	
一般療養諸費	35,577,816	34,884,304	33,601,469	△ 3.7	被保険者数 90,000 人
一般療養給付費	30,456,066	29,899,599	28,747,322	△ 3.9	1人当たり 319,415円
一般療養費	286,217	275,492	255,293	△ 7.3	1人当たり 2,837円
一般高額療養費	4,829,184	4,697,313	4,588,554	△ 2.3	1人当たり 50,984円
一般高額介護合算療養費	6,065	11,600	10,000	△ 13.8	
一般移送費	284	300	300	0.0	
退職者療養諸費	0	500	0	皆減	
退職者療養給付費	0	200	0	皆減	
退職者療養費	0	50	0	皆減	
退職者高額療養費	0	100	0	皆減	
退職者高額介護合算療養費	0	100	0	皆減	
退職者移送費	0	50	0	皆減	
審査支払手数料	99,505	97,061	97,019	0.0	
任意給付費	187,717	246,484	246,354	△ 0.1	
葬祭費	33,100	45,000	45,000	0.0	
出産育児一時金	151,147	200,084	200,084	0.0	
結核医療付加金	85	200	200	0.0	
傷病手当金	3,385	1,200	1,070	△ 10.8	
国民健康保険事業費納付金	14,310,320	14,303,572	13,931,227	△ 2.6	
医療給付費分	10,003,576	9,955,929	9,707,906	△ 2.5	
後期高齢者支援金等分	3,153,226	3,200,041	3,139,386	△ 1.9	
介護納付金分	1,153,518	1,147,602	1,083,935	△ 5.5	
保健事業費	256,324	349,478	360,688	3.2	
保健衛生普及費	39,909	48,977	52,032	6.2	
特定健康診査等事業費	216,415	300,501	308,656	2.7	
諸支出金	328,461	530,653	525,515	△ 1.0	
合 計	51,818,851	51,896,561	50,186,646	△ 3.3	

令和7年度（2025年度）姫路市国民健康保険事業特別会計
歳入歳出予算(案)について

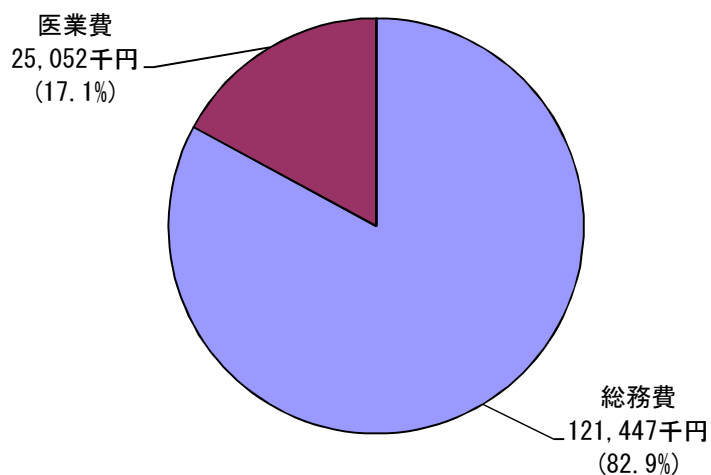
（直営診療施設勘定）

歳入歳出予算総額 146,499千円 （対前年度 ▲8,666千円：5.6%減）

歳 入 146,499 千円



歳 出 146,499 千円



令和7年度（2025年度）姫路市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算(案)

(直営診療施設勘定)

(単位：千円)

歳 入					
事 項	令和5年度 決算	令和6年度 予算	令和7年度 予算(案)	伸び率 (%)	備 考
診療収入	93,268	105,227	105,579	0.3	
外来収入	91,004	102,580	103,419	0.8	
国民健康保険診療報酬収入	15,825	17,435	15,620	△ 10.4	
社会保険診療報酬収入	13,442	14,500	13,920	△ 4.0	
後期高齢者診療報酬収入	42,720	45,000	47,500	5.6	
その他の診療報酬収入	3,232	3,735	3,754	0.5	
一部負担金収入	15,785	21,910	22,625	3.3	
その他の診療収入	2,264	2,647	2,160	△ 18.4	
使用料及び手数料	790	766	769	0.4	
文書料	790	766	769	0.4	
県支出金	100	0	0	—	
繰入金	429	533	515	△ 3.4	
繰越金	47,553	37,729	28,053	△ 25.6	
諸収入	12,528	10,910	11,583	6.2	
合 計	154,668	155,165	146,499	△ 5.6	

歳 出					
事 項	令和5年度 決算	令和6年度 予算	令和7年度 予算(案)	伸び率 (%)	備 考
総務費	93,105	130,038	121,447	△ 6.6	
医業費	17,714	25,127	25,052	△ 0.3	
医療用機械器具費	2,587	4,521	4,024	△ 11.0	
医療用消耗器材費	1,828	3,800	3,800	0.0	
医療用衛生材料費	13,299	16,806	17,228	2.5	
合 計	110,819	155,165	146,499	△ 5.6	

国民健康保険に関する制度改革について

令和7年度に予定されている主な制度改革

1 国民健康保険料軽減判定所得の見直し（令和7年4月実施）

低所得者に対する国民健康保険料について、均等割及び平等割の軽減措置の対象となる所得基準額を引き上げる。

〔軽減判定所得基準額〕

	現 行		改正後
7 割軽減	43 万円		43 万円 （変更なし）
5 割軽減	43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数) - 1) + 加入者数 × 29.5 万円		43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数) - 1) + 加入者数 × 30.5 万円 (+10,000 円)
2 割軽減	43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数) - 1) + 加入者数 × 54.5 万円		43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数) - 1) + 加入者数 × 56.0 万円 (+15,000 円)

2 国民健康保険料賦課限度額の見直し（令和7年4月実施）

国民健康保険料について、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が図られるよう、賦課限度額（保険料の上限額）を引き上げる。

〔賦課限度額〕

	現 行		改正後
基礎賦課額	65 万円		66 万円 +1 万円
後期高齢者支援金等賦課額	24 万円		26 万円 +2 万円
介護納付金賦課額	17 万円		17 万円 増減なし
合計	106 万円		109 万円 +3 万円

3 高額療養費制度の見直し（令和7年8月実施）

高額療養費の自己負担限度額を所得区分に応じて見直す。

〔70歳未満〕

区分	所得区分	現行の限度額	改正後の限度額
ア	所得 901 万円超	252,600 円+1% 〈多数回該当：140,100 円〉	<u>290,400 円</u> +1% 〈多数回該当： <u>161,100 円</u> 〉
イ	所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円+1% 〈多数回該当：93,000 円〉	<u>188,400 円</u> +1% 〈多数回該当： <u>104,700 円</u> 〉
ウ	所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円+1% 〈多数回該当：44,400 円〉	<u>88,200 円</u> +1% 〈多数回該当： <u>48,900 円</u> 〉
エ	所得 210 万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600 円 〈多数回該当：44,400 円〉	<u>60,600 円</u> 〈多数回該当： <u>46,500 円</u> 〉
オ	住民税非課税世帯	35,400 円 〈多数回該当：24,600 円〉	<u>36,300 円</u> 〈多数回該当： <u>25,200 円</u> 〉

※多数回：過去 12 か月間に高額療養費の該当が 3 回以上あった場合の 4 回目以降

※+1%：一定額を超える医療費に対して 1%の自己負担を求めるもの

〔70歳以上〕

区分	所得区分	現行の限度額	改正後の限度額
現役並Ⅲ	課税所得 690 万円以上	252,600 円+1% 〈多数回該当：140,100 円〉	<u>290,400 円</u> +1% 〈多数回該当： <u>161,100 円</u> 〉
現役並Ⅱ	課税所得 380 万円以上 690 万円未満	167,400 円+1% 〈多数回該当：93,000 円〉	<u>188,400 円</u> +1% 〈多数回該当： <u>104,700 円</u> 〉
現役並Ⅰ	課税所得 145 万円以上 380 万円未満	80,100 円+1% 〈多数回該当：44,400 円〉	<u>88,200 円</u> +1% 〈多数回該当： <u>48,900 円</u> 〉
一般	課税所得 145 万円未満	57,600 円 〈多数回該当：44,400 円〉	<u>60,600 円</u> 〈多数回該当： <u>46,500 円</u> 〉
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯	24,600 円	<u>25,300 円</u>
低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯かつ 所得 0 円	15,000 円	<u>15,400 円</u>

※多数回：過去 12 か月間に高額療養費の該当が 3 回以上あった場合の 4 回目以降

※+1%：一定額を超える医療費に対して 1%の自己負担を求めるもの